

German Newsletter

Japan Business Services

Issue 2 | May 2023

概要

- I. 法改正
- II. BEPS
- III. 法人税
- IV. 連帯付加税
- V. 営業税
- VI. 組織再編税法
- VII. VAT
- VIII. 不動産取得税
- IX. 個人所得税／賃金税
- X. 税務コンプライアンス
- XI. トランスペアレンシー・レジスター

ドイツ最新情報

I. 法改正

1. 2023年中に成立した法改正の概要一覧(2023年5月4日現在)

法律名	官報公布日／概要
1. EU組織再編指令実施および その他の法改正のための法律 (Gesetz zur Umsetzung der Umwandlungsrichtlinie und zur Änderung weiterer Gesetze)	2023年2月28日 組織再編法第305条以下に新たに導入される「クロスボーダーの組織再編」 ▶ クロスボーダーの分割および他のEU加盟国の資本会社への形態変更(定款上の本店所在地の移転によるクロスボーダーの形態変更を含む)が初めて法的に可能となる ▶ 株式会社、株式合資会社および有限会社のクロスボーダー組織再編に際する管轄登記裁判所によるデジタルコミュニケーションの導入 ▶ 国内法へ導入するための実施法案には、例えば、クロスボーダーの吸収型分割等、EU組織再編指令が規定していない項目も含まれる

法律名	官報公布日／概要
国内再編に関する新規定	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する早期かつ包括的な情報開示、債権者の保護の強化、合併に際しての消滅会社および存続会社の少数株主の権利の統一化、双方の株主グループに対する権利請求手続きに関する通知といった、権利保護に関する規定の改正 会社の価値に修正があった場合の(金銭補償に伴う会社の資金繰り悪化を回避する目的での)追加株式発行を通じた補償の可能性
適用開始	2023年3月1日
2. 国別報告書の交換に関する独米間協定に関する法律 (Gesetzes zu dem Abkommen vom 14. August 2020 zwischen der Regierung der Bundesrepublik Deutschland und der Regierung der Vereinigten Staaten von Amerika über den Austausch länderbezogener Berichte)	2023年3月15日
	<ul style="list-style-type: none"> 国別報告書の2国間交換に関する恒常的な法的基盤の策定 従来は、既存の租税条約に基づくいわゆる“自発的交換”のみ実施 自動的情報交換に関する政府間協定は2020年8月14日に締結 国内実施法を通じた条約の批准 法改正手続き完了後、米国側への通知をもって発効 情報交換の開始のためには、両国の税務当局間での詳細に関する補足的合意が必要
適用開始	2023年3月16日

2. 立法手続中の法改正の概要一覧(2023年5月24日現在)

法律名	官報公布日／概要
1. 開示国別報告書実施のための法律(Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2021/2101 im Hinblick auf die Offenlegung von Ertragsteuerinformationen durch bestimmte Unternehmen und ZweigniederlassungenUmsetzung - pCbCR-Umsetzungsgesetz)	2023年5月11日付連邦議会第1、第2読会および法案可決
EU会計指令(2021/2101/EU)の補足内容の国内法への導入 ドイツ商法典(Handelsgesetzbuch-HGB)第3巻<会計帳簿>に新しいサブセクションの挿入	<ul style="list-style-type: none"> 国別報告書(Country-by-Country Reporting-CbCR)の開示義務 連続する2事業年度における(グローバル)連結ベースの売上高が年間7億5千万ユーロを超える多国籍企業に対する開示義務 EU加盟国ごとの事業内容、従業員数、税引前利益および州益税(法人税)に関する情報が開示国別報告書の対象 EUブラックリストに記載されていない第三国については合算ベースでの開示が可能 開示期限は当該事業年度の期末日から12カ月以内 開示により営業活動に著しい不利益が生じる懸念のある合理的な理由がある場合には開示を最長5年間延期することが可能 決算監査対象の拡大 監査役会等の会社の監督機関による、開示義務および開示状況に関する監査の義務付け

その他の改正	<ul style="list-style-type: none"> 国外資本会社が国内支店を有する場合の本店決算書開示義務の拡大(現行は本店がEUまたはEEA加盟国に所在する国内支店のみが対象) 関連企業の定義の改正
適用開始	<ul style="list-style-type: none"> 2024年6月22日以降開始する事業年度からの適用開始
2. 社会保障強化を目的とする投資活動のファイナンスのための法律(Gesetz zur Finanzierung von zukunftssichernden Investitionen - Zukunftsforschungsgesetz: ZuFinG)	2023年4月12日付連邦財務省法案
税務上および監督規制法上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 非課税上限および貯蓄助成金の引上げ、ならびに従業員出資に伴うみなし給与の繰り延べ課税に関する規定の適用拡大を通じた従業員出資制度要件の拡充 代替的投資ファンド(Alternative Investment Funds、以下AIF)による事務管理役務に対するVAT免税措置適用範囲の拡大 オープン型不動産ファンドに対する監督規制上の簡便措置
会社法および金融市場法上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 新規株式公開(IPO)における最低資本金の100万ユーロへの引下げを通じた上場承認要件および承認後履行義務の簡便化、自己資本調達手段の拡充 株式上場の簡便化のための、金融商品および近代的な取引形態の設計に係る制度要件の拡充 <ul style="list-style-type: none"> いわゆる特別買収目的会社(Special Purpose Acquisition Company-SPAC)の導入 複数議決権付株式の導入 増資手続きの簡便化 特に資本市場監督に際してのデジタルプロセスの拡張、書面要件の削減およびブロックチェーン技術に基づく株式発行の促進、暗号資産の市場流通性の拡充およびINVESTプログラム(スタートアップ企業への出資促進プログラム)の継続
適用開始	<ul style="list-style-type: none"> 税務上の措置については2024年1月1日(2024年課税年度) 監督規制法上、会社法上および金融市場法上の措置については官報公布翌日
3. 国内B2B取引における電子請求書発行の義務付け (Obligatorische elektronische Rechnung für inländische B2B-Umsätze)	2023年4月17日付ディスカッションペーパー
詳細についてはセクションVII. VAT参照	<ul style="list-style-type: none"> 「デジタル時代のVAT(VAT in the Digital Age、以下ViDA)」と呼称されるEU委員会の提案、ならびにEU電子請求書規格(CEN 16931)に基づく、請求書発行を規定するVAT法第14条の改正 電子請求書(e-invoice)の発行、送信および受領ならびに電子処理を可能にすることが目的 国内B2B(事業者間)取引においては電子請求書発行が義務付け 今回のディスカッションペーパーに盛り込まれていない次のステップとして、EU加盟国間の取引について取引ベースでの申告システムの導入
適用開始	<ul style="list-style-type: none"> 2025年1月1日 EUレベルでは2028年1月1日

4. 最低課税ガイドライン実施法 (Mindestbesteuerungsrichtlinien-Umsetzungsgesetz – MinBestRL-UmsG)	2023年3月20日付ディスカッションペーパー
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ グローバルミニマム課税水準(15%)実施のための基本法となる最低課税法(Mindeststeuergesetz) ▶ 独自の、法形態によらない所得課税(独自の報告および申告義務) ▶ 連結売上高が7億5千万ユーロを超える国内および多国籍企業グループが対象 ▶ タックスヘイブンに所在するグループ企業事業体の実効税率が15%を下回った場合の付加(トップアップ)税 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業年度の国地域のトップアップ税(PES) ▶ 加算当期トップアップ税(SES) ▶ 適格国内トップアップ税(NES) ▶ 調整後対象税金ならびにGloBE(グローバルミニマム課税)所得／損失の国別算定を通じた実効税率の決定(OECDモデルルールの詳細については2022年1月7日付EY Japan Tax Alert【OECD、第2の柱(グローバルミニマム課税)に関するモデルルールを公表前編】を参照) ▶ IFRS、US GAAPまたはドイツ商法に基づき作成された連結財務諸表が所得計算のベースとなる ▶ セーフハーバールールおよび移行ルール(OECDモデルルールの詳細については2022年1月26日付EY Japan Tax Alert【OECD、第2の柱(グローバルミニマム課税)に関するモデルルールを公表後編】を参照)
適用開始	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国地域のトップアップ税については2023年12月31日以降開始する事業年度 ▶ 加算当期トップアップ税については2024年12月31日以降開始する事業年度

II. BEPS

OECD、第2の柱GloBEルールの運用指針を公表(eNewsletter Tax vom 09.02.2023)

2023年2月2日、経済協力開発機構(OECD)は、BEPS2.0プロジェクトの一環として第2の柱であるグローバル税源浸食防止(GloBE)ルールに関する運用指針を公表しました。これによって、各 government は、グローバルミニマム課税を国・地域レベルで実施するための運用指針の最終章を手にしたことになります。

詳細につきましては2023年2月28日付EY Japan Tax Alert【[OECD、第2の柱GloBEルールの運用指針を公表\(前編\)](#)】(日本語)、2023年3月6日付EY Japan Tax Alert【[OECD、第2の柱GloBEルールの運用指針を公表\(保険会社編\)](#)】(日本語)および2023年3月8日付EY Japan Tax Alert【[OECD、第2の柱GloBEルールの運用指針を公表\(後編\)](#)】(日本語)をご参照ください。

III. 法人税

研究開発助成金に関する連邦財務省通達(eNewsletter Tax vom 09.02.2023)

税務当局は、研究開発助成金法(Forschungszulagengesetz、以下FZuIG)に関する連邦財務省通達([ドイツニュースレター2022年1月号](#)参照)を、補足改訂しました。2023年2月7日付の改訂通達には、実務上争点となる問題に対する解決のための指針として、以下の項目に関する見解が盛り込まれています。

- ▶ プライベートエクイティファンド、ベンチャーキャピタルまたはいわゆるビジネスエンジェルによる出資といった、純粋な資産管理投資ストラクチャー下において水平的な関連関係にある被投資会社の取り扱い(各社ごとに助成限度額が適用)
- ▶ いわゆる経営不振企業の判断に関する新規定
- ▶ 法人税第1a条に基づく課税オプションを選択したパートナーシップおよび合資会社における信託モデル(民法上はパートナーシップだが税務上はパートナーシップとは認められないビジネスモデル)への規定の適用
- ▶ 簡便的な文書化要件
- ▶ 社内研究開発を一部外部委託した場合の取り扱い

新通達は2021年11月11日付連邦財務省通達に取って代わるもので、連邦税務公報での公告時点で未確定のすべての事案に適用されます。

連結納税制度(オーガンシャフト)における損益移転契約の実施(eNewsletter Tax vom 09.02.2023)

連邦財政裁判所は、直近で下した2つの判決において、収益税(法人税および営業税)上の連結グループ(オーガンシャフト)の成立の要件である損益移転契約の実際の履行についての見解を示しました。

収益税上のオーガンシャフトの成立のためには、その他の要件に加えて、民法上有効な、契約期間を最低5年とする損益移転契約が締結され、その有効期間中にわたって契約が実際に履行される必要があります。連邦財政裁判所が審理を求められた2つの事案においては、最低契約期間の満了前に損益移転契約が履行されず、結果として、収益税上のオーガンシャフトが成立時に遡及(そきゅう)して税務上否認されることになるかどうかが争点となっていました。

連邦財政裁判所の見解では、連結親会社に対する損失引き受けに係る請求権が連結子会社の貸借対照表に計上されていない場合、損益移転契約が実際に履行されなかつことになります。損失補償額が実際に支払われた場合も同様です。連邦財政裁判所によると、損益移転契約は契約有効期間にわたって、実際に「運用されて」いなければならぬ、すなわち、該当する債権および債務は年次決算書にも計上されなければなりません。

連邦財政裁判所は、さらに、実際の履行という事実要件が、暫定的な年次決算書では最終的に満たされ得ない点を明確にしています。実際の履行のためには、むしろ、商法上の計上原則が正しく適用された場合に、最終的な年次決算書に計上されなければならないとの結果に至るかどうかが判断基準となります。このことは、倒産した場合にも該当します。いずれの判決事案においても、損失補償請求権が全く計上されていなかつた、または、(誤った)損益移転額が暫定年次決算書に計上されていただけであったことから、損益移転契約は実際に履行されなかつたと判断されました。

連邦財政裁判所は、損益移転契約の不履行について、法人税法第14条第1項第1文第3号第4文の規定が適用される可能性を、いずれの事案においても否認しました。上記の規定によると利益移転または損失引き受けが計上内容に不備のある連結子会社決算書に基づき実施された場合であつても、当該決算書の確定が有効に行われ、その他の要件が満たされれば、履行されたと見なされます。連邦財政裁判所の見解では、この規定は、補償請求権を計上しなかつた場合、または、暫定決算書上に計上されただけの場合には適用されません。

したがって、いずれの事案においても、最低契約期間中に損益移転契約の履行がなかつたとして、オーガンシャフト成立時に遡及してオーガンシャフトが否認される結果になりました。連邦財政裁判所は、最低契約期間満了後の損益移転契約の不履行によつても、オーガンシャフトが成立時に遡及して否認されることになるかどうか、明確には否定していません。ただし、連邦財政裁判所は、履行規定と最低契約期間規定との間の体系的な関連性から、最低契約期間満了後の課税年度における損益移転契約の不履行が必ずしも、契約締結時に遡及したオーガンシャフトの否認につながるとは結論付けられないとしています。

IV. 連帯付加税

2020年および2021年における連帯付加税の合憲性(eNewsletter Tax vom 02.02.2023)

連邦財政裁判所は、2020年および2021年に継続して賦課された連帯付加税について、憲法に抵触する懸念は(現時点では)認められないとの見解を示しました。連邦財政裁判所第9法廷は、係争課税年度である2020年および2021年に賦課された連帯付加税が、憲法上容認される所得税および法人税の補助税と見なされないという結論には至らず、したがって、連邦憲法裁判所に対して合憲性に関する審理を求める理由もないとしています。

連邦財政裁判所によれば、第2次連立協定パッケージが2019年に失効し、連邦と連邦各州の間の財政関係が新たに構築されたにも関わらず、2020年以降も連帯付加税を補助税として賦課することが認められます。ドイツ再統一に伴う連邦の追加的な資金需要は、(例えば年金保険の分野で)2020年および2021年にも引き続き発生しています。2020年および2021年については、当初の目的がまだ達成されていないため、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)パンデミックまたはウクライナ情勢に関わる資金調達に連帯付加税が充当される可能性はないというのが連邦財政裁判所の見解です。立法者が連帯付加税を恒久的にではなく、(連邦財政裁判所の見解では導入から26年または27年経過後もまだ失効していない)過渡的期間においてのみ徴収する意図にあったことは、2019年12月10日付の1995年連帯付加税の還元のための法律(Gesetz zur Rückführung des Solidaritätszuschlags 1995)から明らかです。連邦財政裁判所の見解では、補助的税金に当初から期限を設定する、または短期間のみの徴収とすることは憲法上の観点から適切ではありません。連邦財政裁判所は、2021年以降、非課税上限の引上げに伴い、高額所得者のみが連帯付加税を負担することになる結果として生じる不平等な取り扱いは正当化されると見ています。

結果として、連邦財政裁判所は、連邦憲法裁判所への提訴の根拠を見いだせませんでした。別の上告事案における連邦財政裁判所の判決、ならびに審理中の違憲裁判における連邦憲法裁判所の見解が待たれます。さらに、本事案の原告は、連邦財政裁判所の判決について、連邦憲法裁判所に対して違憲審査の申し立てを行うことが可能です。

V. 営業税

リース契約における保守費用の営業税上の加算(eNewsletter Tax vom 26.01.2023)

連邦財政裁判所の見解によれば、賃借人に転嫁される保守費用は、営業税法第8条第1号にいうところのリース料の一部を構成します。動産のリース料についてはその20%がみなし利息として営業税上の加算対象となります、リース料の定義は、賃借料および用益権料と同様、経済的に理解されるものです。連邦財政裁判所は、契約上賃借人に転嫁される保守費用は、原則として、(損金不算入費用として)加算対象となるリース料に属するとしています。

連邦財政裁判所は、2022年10月20日付判決において、営業税法第8条第1号に基づく営業税上の加算の観点からリース料の定義の解釈について初めて具体的な見解を示しています。当該事案においては、ある有限会社(GmbH)が賃借人として第三者との間に商用車のリース契約を締結し、発生した保守費用を契約に従って負担しました。連邦財政裁判所は、賃借人が契約上負担した保守費用は、原則として営業税法第8条第1号に規定される営業税上の加算対象であるとしています。連邦財政裁判所の見解では、“リース料”的定義は、賃借料および用益権料と同様、経済的に理解されるものです。賃貸契約上は賃貸要素が他のコンポーネントに対して前面に出てくることから、リース契約においてはファイナンス役務が賃貸人により提供されるという理由だけでは、営業税上の加算処理において、リース契約を賃貸契約と異なる取り扱いにする理由にはなりません。(具体的な事案のように)リース資産がリース期間中も引き続いて賃貸人に経済的に帰属する限りにおいては、いずれの場合も上記の取り扱いとなるというのが連邦財政裁判所の見解です。

リース契約において営業税上の加算処理との関連で判断基準となるのは、賃貸契約および用益権契約における法律上典型的とされる負担分配でもあります。したがって、法律上典型的なケースと異なり契約上取り決められた付帯費用の賃借人または用益権者への転嫁により、賃料または用益権料を減額させる効果があるという考え方には、リース契約における賃借人への保守費用の転嫁の場合にも適用できます。連邦財政裁判所は、法律上典型的とされる負担分配が判断基準となることから、具体的な事案において、リース料の額の設定に際して保守費用の負担の影響はなく、リース料率および管理費のみが考慮されたという賃借人の主張も認めませんでした。

営業開始前経費の営業税上の損金算入(eNewsletter Tax vom 02.02.2023)

営業税上の事業体は、特に一般的な商取引への参加を要件とします。連邦財政裁判所は従来の見解通り、営業活動開始以前に発生した経費について、営業税上の課税所得計算に際しての損金算入を否認しています。連邦財政裁判所は、この原則を事業全体の譲渡の場合にも適用しています。

対物税である営業税は、所得税法第15条第2項にいうところの事業を要件としています。連邦財政裁判所は、2022年8月30日付の判決において、従来の一貫した判例に言及し、所得税法第15条第2項の要件がすべて満たされる必要があるとの決定を下しました。特に、一般的な商取引への参加が要求されます。結果として、営業活動開始前に発生した経費は、営業税上は損金として認められません。

連邦財政裁判所は、営業税法第2条第5項に基づく事業全体の譲渡の場合にも、この原則を適用しています。具体的な事案においては、ある事業体の主要な事業基盤がリースされました。連邦財政裁判所は、事業基盤のリース開始から(リースされた事業基盤を使用した)事業の開業までの期間に発生した(営業開始前)費用を、営業税上の損金として認めませんでした。連邦財政裁判所は、リースそのものが(下級審が認定したように)営業税法第2条第5項にいうところの事業全体の譲渡に当たるかどうかについては検討しませんでしたが、事業譲渡の場合であっても、一般的な商取引への参加時点(開業時点)が、事業経費の損金算入の有無の判断に当たっての基準となるとしています。連邦財政裁判所は、下級審の見解とは異なり、開業までの移行期には、営業税法第2条第4項に基づく暫定的な休業は成立しなかったとしています。事業経費の損金算入の対象となる単なる休業のケースとの間の不平等な取り扱いが、ドイツ基本法第3条違反に当たるとの事業者側の主張は連邦財政裁判所によって認められませんでした。連邦財政裁判所は、また、EUの基本権憲章に違反するとの申し立てについても、EU加盟国間での調和が行われていない国内法規定には同憲章は適用されないとして、これを却下しました。

メッセ、展示会における賃借料が営業税上の加算対象となるかどうかの判断基準(eNewsletter Tax vom 20.04.2023)

連邦財政裁判所は、営業税上の課税所得計算に際しての賃借料(に含まれるみなし利息相当額)の加算におけるみなし固定資産とみなし流動資産の区分という重要な論点について、改めて見解を示しました。連邦財政裁判所は、メッセ(見本市)、展示会および会議主催者における賃借料の加算処理を認めた下級審の審理が不十分であると判断しました。

連邦財政裁判所は、ここ数年の、いわゆるみなし固定資産に関するさまざまな事案において、具体的な事業目的を優先的な判断基準とする判決を下していました。

連邦財政裁判所は、本事案において、メッセ、展示会、会議の主催者における動産および不動産の賃借料の加算についての判決を下しました(2023年1月19日付判決)。委託者(顧客)は、主催者に対してイベントまたは制作物を恒常に包括パッケージ(場所の利用に加えて、広告宣伝、インフラの提供、スケジュール管理などといったオーガニゼーション)をブッキングすることが可能でした。主催者は、イベントまたは制作物のために必要な動産や不動産をレンタルしていました。税務署と同様、下級審である財政裁判所も、これらの賃借料を営業税法の規定にのっとって加算しました。連邦財政裁判所は、下級審の判決を覆し、再審理のために差し戻しました。財政裁判所の審理結果は、みなし固定資産の成立があったとするには不十分であったというのが連邦財政裁判所の見解です。下級審が、企業の事業目的を十分に考慮に入れていたかということがその理由です。連邦財政裁判所の見解では、営業税法の加算規定が前提要件とする固定資産の賃借料という性質(結果として原則的に加算対象となる)は、主催者が、繰り返し新しいイベントを開催することを可能にするために、同じ資産を長期的に、または同等の資産を短期的に繰り返して手配しなければならないかどうかによります。これに対して、当該資産が単発のイベントにのみ使用される予定で、他のレンタルされた動産および不動産との交換ができない場合には、みなし流動資産への区分(結果として加算処理の否認)の根拠となります。この場合、レンタルされた場所または設備は、“イベント”という制作物(製品)の一部を構成することになり得るというのが連邦財政裁判所の見解です。

VI. 組織再編税法

組織再編における資産譲渡関連費用の帰属(eNewsletter Tax vom 02.02.2023)

連邦財政裁判の見解によると、出資持分(株式)集約の結果発生した不動産取得税は、組織再編税法第12条第2項第1文にいうところの「資産譲渡関連費用」に区分されます。この区分は、基因原則に基づくものであり、費用が最終的に資産の譲渡のために支出されたかどうかには関係ないとされます。

具体的な事例においては、(出資持分の取得および現物出資といった)複数の譲渡取引ならびにアップストリーム合併を通じて、ドイツ不動産取得税法第1条第3項第1号に規定される間接的な出資持分の集約(事案当時は出資比率95%以上)が成立したとして賦課された不動産取得税が、ドイツ組織再編税法第12条第2項第1文に基づく「資産譲渡関連費用」に区分され、よって合併差損益の一部(費用として差益から減額)として非課税(益金不算入)となるかどうかが争点となっていました。非課税の合併差損益の一部と見なされた場合、(承継会社の会計上費用として損金処理された)不動産取得税は法人税査定に際して損金不算入費用として所得に加算されることになります。不動産取得税の賦課決定が具体的な事例において適法であったかどうかは、判断に影響しません。対物関連費用以外の費用(非対物関連費用)のみが組織再編税法第12条第2項第1文にいうところの資産譲渡関連費用として考慮されることから、対物関連費用(例えば、通常の不動産譲渡取引の場合は不動産取得税)との区分が必要となります。対物関連費用は資産の取得(付帯)費用(取得原価として資産計上)に属します。

連邦財政裁判所は、2022年11月23日付判決において、不動産取得税法第1条第3項に規定される出資持分集約が成立したとして賦課された不動産取得税は、(通常の不動産譲渡取引の場合と異なり)非対物関連費用として2006年組織再編税法第12条第2項第1文に規定される資産譲渡関連費用に帰属すると判断しました。この区分は、基因原則に基づくものであり、連邦財政裁判所の見解によると、2006年組織再編税法第12条第2項の規定の目的および法体系に矛盾しないとされます。

出資持分集約のケースにおける不動産取得税は不動産取得のために支出される費用には該当しませんが、こうしたみなし取得は、合併承継人側での基因関係の意味において、費用発生の要因となるものです。連邦財政裁判所の見解によると、出資持分集約のケースにおいては、不動産取得税が、経済的負担をもたらしかどうか、および、不動産保有会社に対する出資持分が合併に伴い移転したことによる基準となるかが、中核となる判断基準となります。したがって、連邦財政裁判所は、不動産取得税法第1条第3項第1号に基づく課税対象が、合併に伴うすべての出資持分の単独保有者(または保有者グループ)への集約であることから、上記の要件が満たされているとしています。出資持分の取得により、出資持分をその手に集約した者は、不動産取得税法上、出資持分の集約の対象となった会社から不動産を取得したと見なされます。不動産取得税法は、こうした出資持分集約に係る補完的事実要件により、民法上は成立していない不動産取得取引を不動産取引と見なし、課税の根拠としています。すなわち、不動産保有会社に対する出資持分の移転に伴い、不動産取得税が発生することになります。したがって、連邦財政裁判所の見解では、不動産取得税の賦課が適法であったかどうか、または、不動産取得税賦課決定の確定が“事実要件の成立”の根拠となるかが、基因関係の成立の判断に影響しません。

VII. VAT

商品券(バウチャー)の再譲渡に関する先行判決の求め(eNewsletter Tax vom 09.02.2023)

連邦財政裁判所は2つの係争事案においてバウチャーの譲渡に関連した審理を行い、2018年12月31日までの事案(以下、「旧事案」)については自身で判決を下すとともに、2019年1月1日以降の事案(以下、「新事案」)については欧州司法裁判所に対して先行判決の求めを行いました。「旧事案」および「新事案」双方の事案はその大部分において事実関係が一致しています。原告はドイツ国内で、特定のネットワーク向けのデジタルコンテンツを購入することのできるバウチャーをバウチャーカードおよびバウチャーコードの形態で販売していました。バウチャーの発行元はロンドンに所在していました。2019年1月1日以降税制が改正された一方で、バウチャーが他のEU加盟国所在の中間業者により取得されるよう商流が変更されたことから、内容的に2つの係争事案が生じています。

ドイツ立法者は、インターネット商取引におけるVAT課税漏れの防止およびその他の税務上の規定の改正のための法律(Gesetz zur Vermeidung von Umsatzsteuerausfällen beim Handel mit Waren im Internet und zur Änderung weiterer steuerlicher Vorschriften)を通じて、2019年1月1日をもって、単一目的および多目的バウチャーに関するEUバウチャー指令をドイツVAT法(第3条第13項から第15項)に導入しました。単一目的のバウチャーの場合、既にバウチャー発行時に売上VATが発生します。バウチャーの引き換えを受けて役務が提供された場合には、当該役務は売上VATの対象とはなりません。多目的バウチャーの場合は反対の取り扱いとなります。単一目的のバウチャーは、特に、既にバウチャーが発行された時点で役務の提供場所(ドイツ国内かどうか)が確定していることを要件とします。

連邦財政裁判所は、欧州司法裁判所に対する先行判決の求めの中で、バウチャーの再譲渡に際しての区分について見解を求めていました。単一目的バウチャーが事業者から次の事業者に複数回にわたって再譲渡され、これらの事業者が国内だけに所在する事業者でない場合、役務の提供場所が確定しなくなるのではないかという問題が生じます。こうした場合に、単一目的バウチャーが多目的バウチャーと見なされることになった場合には、バウチャーの発行または譲渡は課税されず、バウチャーの引き換えを受けて提供された役務のみが課税されることになります。

連邦財政裁判所は、2018年12月31日まで適用された法規定の対象となる旧事案については、特定の役務への引き換えを目的としたバウチャーカードは、いわゆる(特定の商品との引き換えが可能な)商品券に該当すると判断しました。商品の引き換え前に受領した(商品券の)対価は、前受金に該当し、対価の受領時点で課税対象となるというのが、連邦財政裁判所の見解です。

太陽光発電設備における免税措置に関する連邦財務省通達(eNewsletter Tax vom 02.03.2023)

2022年年次税法(Jahressteuergesetz 2022、以下JStG 2022)により導入されたVAT法第12条第3項は、太陽光発電設備の運営者に対して供給される、その他の“主要なコンポーネント”を含む特定のソーラーパネルの供給および設置については0%のVAT税率が適用されると規定しています。この0%のVAT税率は、既に2023年1月1日から適用が開始されています。連邦財務省は、太陽光発電設備における0%のVAT税率に関する適用通達の最終版を公表しました。2023年2月27日付の適用通達では、2023年1月末に公表された草案に、いくつかの変更が加えられています。連邦財務省通達で示された見解は、VAT適用通達(Umsatzsteuer-Anwendungserlass、以下UStAE)に反映されます。

通達においては、特に、“供給”的定義が明確に拡大されています。草案とは対照的に、発電設備基幹情報登録簿(Marktstammdatenregister、以下MaStR)への登録の引き受け、ならびにシステムの制御および監視のためのソフトウェアの提供も、供給の付帯役務に分類されることになりました。リースまたは賃貸後保有契約は、契約形態によって供給またはその他の役務のいずれかに分類されますが、税務当局は、設備のリースについては適用範囲から除外される点を通達に明記しています。さらに、0%の優遇税率の対象となる太陽光発電設備の設置場所の要件が補足され、主要なコンポーネントのリストが追加されました。また、主要なコンポーネントおよび“設置”的定義の双方に関して、説明のための事例が盛り込まれています。

さらに、通達では、太陽光発電設備の運営者の定義(中間業者やリース契約における賃貸人を除く個人、法人または団体)についても解説されています。実際に再生可能エネルギー法(Erneuerbare-Energien-Gesetz、以下EEG)に基づく蓄電または送電が行われているかどうか、または運営者がVAT法上の事業者であるかどうかは、優遇税率の適用に際して関係ありません。また、VAT法第12条第3項第1号第2文に規定される(MaStRに登録された情報に基づき優遇税率の適用要件が満たされたと見なす)簡便要件も、運営者としての要件が満たされているかどうかの判断には適用されません。連邦財務省は、優遇税率の対象および対象外の双方の目的で使用される複合用途(例えば一部が居住用で一部が事業用に使用)の建物に関する見解も具体的に示しています。このような場合、原則的には優遇税率の対象と見なされます。太陽光発電設備の追加供給および拡張に際しての、簡便化規定および証明義務に関する補足説明も盛り込まれています。

通達の規定は、2023年1月1日以降に履行される売上取引から適用が開始されますが、追加役務分に対応する対価については、2023年4月1日以降の適用が容認されます。

製品保証に関する連邦中央税務局および連邦財務省の共同見解(eNewsletter Tax vom 23.03.2023)

連邦財務省の新しい原則によると、売主が保証引受け人として、保証事案において金銭補償または修理役務を約束する有償の保証引き受けは、(財貨の供給の付帯役務ではなく)VAT免除の対象となる独立した保険役務として取り扱われることになります(ドイツニュースレター2021年9月号参照)。経過期間の終了した2023年1月1日以降に付与される保証引き受けについては、VAT法上および保険税上の取り扱いに関する税務当局の新しい原則を順守する必要があります。連邦中央税務局は、連邦財務省と調整した上で、質疑応答事例集(以下FAQ)を公表し、特にサプライチェーンにおける取り扱いを含む適用上の疑問についての見解を示しました。

税務当局は、FAQの枠組みの中で、特に、保証引き受けに関する税務上の原則がサプライチェーンにおいても適用される点に言及しています。サプライチェーンにおいては、保証引き受けに際しての保証者および受益者が誰であるかが判断基準となります。有償の保証引き受けの保証者は、保険税法にいうところの保険者に該当します。

FAQは、解釈上のガイドラインとなる目的で作成されています。連邦中央税務局は、具体的な個々の事案における判断は、管轄の連邦中央税務局または管轄の税務署に委ねられるとしています。

B2B取引における電子請求書の義務付けの導入に関するディスカッションペーパーの公表(eNewsletter Tax vom 20.04.2023)

連立政権政党である自由民主党(FDP)、緑の党および社会民主党(SPD)は、連立契約において、請求書の作成、検証および転送のための全国一律の申告システムの導入に合意していました。これを実施するため、連邦財務省は、2023年4月17日に、ドイツにおける電子請求書の導入に関するディスカッションペーパーを、重要な経済団体に送付しました。電子請求書の導入は、2025年1月1日に予定されています。

連邦財務省は、請求書発行を規定するVAT法第14条の改正提案において、「デジタル時代のVAT(VAT in the Digital Age、以下ViDA)」と呼称されるEU委員会の提案、ならびにEU電子請求書規格(CEN 16931)に基づき、新しい電子請求書を定義しています。電子請求書は規格化された電子フォーマットでの発行、送信および受信が可能であり、また、電子的な処理を可能とする必要があります。国内における事業者間(B2B)取引に際しては、こうした電子請求書(以下、e-invoice)の発行が義務化される予定です。さらに、新しいe-invoiceの要件を満たさない紙ベースおよび電子的な請求書は、「その他の請求書」という新しい定義の下に一括して区分される予定です。

e-invoiceの導入は、ViDA提案に連動しています。ViDA提案は、ViDAに盛り込まれた、B2B取引に際してのe-invoiceに関する要件を、EU加盟国が任意で導入することを認めています。e-invoiceの発行は2028年1月1日以降、EU全体で義務化されます。また、2028年1月1日以降、EU域内間のB2B売上取引に関する取引ベースの申告システムも導入される予定です。この申告システムにおいては、完全な請求書ではなく、特定の請求書データのみが税務当局に送信されることになります。e-invoiceは、このような申告システム運用の前提条件となります。取引ベースの申告システムの導入は、今回のディスカッションペーパーでは取り上げられていませんが、連邦財務省は、経済団体へのディスカッションペーパーの送付状の中で、国内およびクロスボーダーのB2B売上取引について、取引ベースの申告のための統一された電子システムを提供する方向にある点に言及しています。

連邦財務省は、送付状の中で、経済団体に対し、特にスケジュール、中小企業に対する時限的な負担軽減措置、および例外の必要性についての検討を求めています。各団体は、2023年5月8日までに見解を提出することが求められています。

不正確または不適切なVAT表示に関する連邦財務省通達(eNewsletter Tax vom 20.04.2023)

連邦財務省は、不正確または不適切なVAT表示に関する連邦財政裁判所の判決を受け、VAT適用通達を改訂しました。

連邦財務省は、2023年4月19日付の通達の中で、2019年9月26日付連邦財政裁判所判決における見解を取り上げ、(事業者が、法的に発生した売上VATより過大な金額を、またはVAT記載が認められていないに関わらず、請求書に記載した場合には当該額をVAT債務として納付する義務を負うとする)VAT法第14c条の対象範囲の限度について言及しています。請求書の発行者が対価の減額分について請求書を発行し、当該額にマイナスの符号を付して表示する限りにおいて、このマイナス額についてはVAT法第14c条に基づくVAT債務は発生しません。このマイナス表示は、VAT法第14c条にいうところの(法的に発生した売上VATより多い)“過大VAT額”、または、“請求書に記載されたVAT額”的に該当しません。他方、発行者が、対価の減額ではなく、提供された役務について請求書を発行し、役務の受益者の支払義務をマイナス記号でもって表記した場合<例:1,000EUR(-)>には、他の要件が満たされれば、VAT法第14c条が適用されることになります。さらに、連邦財務省は、他の文書は、請求書中にこれらの文書への言及がある場合にのみ補足文書として考慮されるとしています。マイナス符号により当該額が(発行者の)債務であることを表示したクレジットノートの場合には、連邦財政裁判所判決は適用されません。

VIII. 不動産取得税

不動産評価に関する税務当局の見解(eNewsletter Tax vom 06.04.2023)

2022年12月16日付の2022年次税法(Jahressteuergesetz 2022、以下JStG 2022)により、評価法(Bewertungsgesetz)における不動産評価に関する規定が、特に、収益還元アプローチおよび資産アプローチの適用、ならびに借地権のケースおよび第三者の土地上の建物のケースにおける評価手続きに関して、2021年7月14日付で改正された新しい不動産評価法(Immobilienwertermittlungs-verordnung、以下ImmoWertV)に整合するよう改正され、原則的に2023年1月1日以降の(相続税および贈与税ならびに不動産取得税を目的とする)評価基準日から適用されています。連邦各州の上級財務局は、2023年3月20日付の共同通達を通じて、多数の事例を挙げながら、新しい不動産評価規定の適用に関する見解を示すとともに、2019年相続税ガイドラインの該当する規定について改訂および補足を行っています。

広範な内容の共同通達には、特に、引き続き基準となる鑑定委員会データの適用期間に関する説明が含まれています。税務当局は、さらに、収益還元アプローチの枠組みにおいて行われた評価法第188条に基づく法定利回り率の調整、ならびに経費アプローチに関する改正(残存耐用年数および物件の種類に応じた一律比率に代わって、物件の種類だけでなく管理費、維持費および賃貸収入逸失リスクに応じた区別)についての見解を示しています。また、資産アプローチの枠組みで新たに考慮すべき地域的要素、ならびに借地権のケースおよび第三者の土地に建物があるケースといった特殊なケースについての説明も盛り込まれています。

共同通達の見解は、2023年1月1日以降のすべての評価基準日に適用されます。

IX. 個人所得税／賃金税

事業用携帯電話の使用に対する免税措置(eNewsletter Tax vom 23.02.2023)

連邦財政裁判所の見解によると従業員に対して私的利用を目的として支給された携帯電話が、いったん従業員から(市場価格を下回る)廉価で購入された場合であっても、雇用者による電話代支給は、非課税となります。連邦財政裁判所は、雇用者と従業員との間での独立企業原則についても見解を示しています。

連邦財政裁判所は、2022年11月23日付判決において、事業用の携帯電話の私的利用に伴う従業員のフリンジベネフィットについて非課税と規定する所得税法第3条第45号の規定に関する判断を下しました。当該規定によると、事業用携帯電話が、従業員に対して無償で提供される必要があります。具体的な事案においては、雇用者が携帯電話を従業員から市場価格を下回る廉価で購入し、購入直後に従業員に対して私的利用を目的として無償で提供していましたが、連邦財政裁判所は、この事実関係は所得税法第3条第45条の適用に影響ないと結論付け、租税通則法第42条にいうところの不適切なスキームにも該当しないとしています。判断基準となるのは、雇用者が購入によって携帯電話の民法上および経済的な所有者となったかどうかです。

携帯電話の購入契約に際しては、雇用者と従業員との間には自然な利害の一致が認められ、購入契約の有効性が独立企業原則に基づき税務上否認されるものでもないというのが連邦財政裁判所の見解です。むしろ、契約当事者は、お互いが経済的に独立した市場参加者として契約を締結したと見なされます。市場参加者の場合、通常、相互に契約を締結するに際して、それぞれの(経済的)利害関心を追求すると考えられます。連邦財政裁判所は、税務当局の見解とは異なり、合意された購入価格が僅少であるという理由だけで、購入契約が独立企業間比較分析の対象となる、またはそうした比較分析に耐えないであろうとは考えられないとしています。さらに、廉価での購入については、全体状況を経済的に鑑みた上で検討が必要であろうとしています。従業員が、特に私用電話料金の負担など、契約が従業員にもたらす便益を考慮して、おそらく市場価格を下回る価格で雇用者に携帯電話を売却する意向にあった限りにおいて、この契約上の取り決めは、独立企業原則に基づき税務上否認されるものではありません。

居住国移転に際してのストックオプション課税の取り扱い(eNewsletter Tax vom 02.03.2023)

連邦財政裁判所は、居住国移転のケースにおいて、いずれの国がストックオプションの行使に伴う所得に対する課税権を有するかどうかの判定のための租税条約の適用に際して、所得の実現時(流入時)の居住国を基準とし、行使権確定までの期間を基準とした下級審と反対の立場を取りました。

連邦財政裁判所の過去の判例によると、雇用契約の枠組みで従業員に付与されたストックオプションから生じる現物給付(ベネフィット)は、オプション行使時点に発生しますが、連邦財政裁判所は、今回、居住国を移転した場合の影響についての判断が求められていました。

具体的な事案においては、従業員に対して、米国での国外勤務中に(米国外での勤務も並行して遂行)非流通型ストックオプション(ストックオプション自体の市場での売却ができないタイプ)が(2003年に)付与されましたが、オプションが行使されたのは、数年後、(行使権確定後)ドイツへの帰任後でした(係争年は2011年)。オプション行使に伴う所得のうち、米国勤務対応分については、米国で課税されました。ドイツの税務署は、米国で課税されなかった所得をドイツ課税対象として取り扱いました。下級審は、行使権確定までの期間の居住国が基準となるとして、米国を居住国として認定しました。よって、当該所得は(すべて)ドイツの課税から免除され、(課税所得からは免除されるが適用税率の算定に際して考慮される)累進税率留保が適用されるのみとされました。

連邦財政裁判所の見解によると、ベネフィットの流入(受領)時に租税条約上の居住国がどこにあるかが判断基準となります。独米租税条約第15条第1項第1文は、給与所得が条約締結国の居住者によって受領されることを前提としています。そのため、居住国がどこにあるかは、所得の受領とひと付け離れることになります。したがって、「…一方の締結国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、その勤務が他方の締結国で行われない限り、当該一方の締結国においてのみ租税を課すことができる」とする独米租税条約第15条第1項第1文の適用のためには、(居住国および所得の受領の)2つの事実要件が満たされなければなりません。租税条約には、所得の受領時点についての規定がないため、この限りにおいては、国内法に基づき判断されるというのが連邦財政裁判所の見解です。よって、具体的な事案においては、オプションの行使に伴うベネフィットの流入時点が判断基準となります。

連邦財政裁判所は、事実関係の確認が行われていなかったとして、この事案を下級審に差し戻しました。ドイツが居住国と見なされた場合、権利確定期間中に(他方の締結国である)米国で遂行された勤務についてのみ、ドイツの課税権が制限されます。したがって、下級審である財政裁判所は、ストックオプションの付与の対象となった権利確定期間を確認する必要があります。連邦財政裁判所は、基因原則を考慮し、ストックオプションの付与から行使可能期間開始時点までを権利確定期間と見なすのが妥当である点を明確にしています。連邦財政裁判所は、連邦財政裁判所の過去の判例から導き出される、権利確定期間が一般的にオプションの行使時点まで延長されるべきであるとの見解についてはこれを踏襲していません。しかしながら、権利確定期間の最終的な計算は、結局のところ、ストックオプションの付与時点における具体的な合意内容、ならびに、個々のケースにおけるその他の状況を勘案した上でのみ可能であると考えられます。さらに、財政裁判所は、権利確定期間中に第三国での勤務が行われた場合、特に従業員が出張のため他の国に滞在していた限りにおいては、当該国との間の租税条約も考慮した上で審理を行う必要があります。

実務上の観点からは、権利確定期間中の状況に基づかず(権利行使時点で)居住国を判断することは、問題を生じさせると思われます。また、外国における主要な見解とは異なるため、クロスボーダーでの齟齬(そご)が生じる可能あります。さらに、連邦財政裁判所の判決が、期間対応で支給される報酬(ボーナス等)にどの程度適用可能かという疑問も生じてきます。

暗号通貨売却に際しての課税(eNewsletter Tax vom 02.03.2023)

連邦財政裁判所は2023年2月14日付判決により、暗号通貨の売却利益が、所得税法第23条第1項第1文第2号第1文にいうところの個人資産売却取引として、課税対象となり得ることを確認しました。取得から1年以内に暗号通貨を売却した場合、売却益は個人所得税率による課税に服することになります。

連邦財政裁判所は、仮想通貨が所得税法第23条にいう「その他の経済財」に該当するという、係争事案に参加した連邦財務省の見解を支持しています。取引された「通貨トークン」(暗号通貨の単位)は、経済的な観点から支払手段と見なされ、個別評価の可能なデジタル資産です。連邦財政裁判所は、投機的行為が投資家の特徴である点を指摘し、仮想通貨のレート変動が激しいことから非課税の賭博賞金との類似性が優先するとの反論を認めませんでした。

連邦財政裁判所は、さらに、法的な執行上の不備が、該当する売却益の課税の違憲性につながる点を否定しました。法律に規定される執行上の不備は認められず、処罰の欠如に際しての組織的な違反の証左も認められないことから、こうした売却益の公平な課税に際して税務当局内において実際に確認され得る執行上の不備だけでは違憲性の認定には十分ではありません。連邦財政裁判所は、税務当局が現時点で既に、暗号取引プラットフォームの運営者に対して包括的情報提供を要請することで、課税に関する事実関係入手する権限を有している点を指摘しています。

したがって、納税者は、一般的な手続き法上の原則の枠内で、これらを申告し、適切な記録および証憑を残すことが義務付けられます。この判決により、業界に初めて法的確実性がもたらされました。一方、記録保持および文書化義務に関する行政ガイドラインは、現時点では草案のみという状況です。

X. 税務コンプライアンス

デジタルプラットフォームの運用者による申告義務に関する連邦財務省通達(eNewsletter Tax vom 09.02.2023)

税務当局は、2023年2月2日付の包括的な連邦財務省通達により、プラットフォーム税制透明化法(Plattformen-Steuertransparenzgesetz、以下PStTG)の適用上の疑問について見解を示しています。この通達は、税務当局に対して拘束力を有し、実務から提起された運用上の疑問点を取り上げ、プラットフォーム税制透明化法の適切な実施をサポートすることを目的としています。

16ページに及ぶ連邦財務省通達は、さまざまな実務上の問題に対応しています。例えば、グループ企業内プラットフォームに対する申告義務免除がないことが明確化されています。申告義務対象となるプロバイダーについては、委託取引に関する興味深い見解が示されています。連邦財務省にとって申告義務を負うプロバイダーかどうかの判断基準となるのは、他のユーザー(出品者を含むプラットフォーム利用者)に対して取引上の法的義務を負うかどうかという点です。連邦財務省は、アドバイザリーおよび仲介役務については、申告対象となる活動の1つに挙げられる“個人的な役務の提供”に該当し得る点を明確にしています。また、通達ではパッケージ化された役務およびバウチャーについても取り上げられています。対価に関しては、連邦財務省の見解によると、プラットフォーム運営者の関連法人および委託先サービスプロバイダーに関するすべての情報が、プラットフォーム運営者に帰属するとされていることに留意する必要があります。連邦財務省は、申告義務を負うプラットフォーム運営者の登録に関して、EU域外のプラットフォーム運営者のみがPStTG法に基づく(EU加盟国のいずれか1カ国において)登録を行う必要がある点を明確にしています。他方、その他(EU域内)のプラットフォーム運営者は、(連邦中央税務局が管轄の場合には)連邦中央税務局に対して申告のために必要な手続きを行う必要があります。

連邦財務省は、コンプライアンス義務に関する多くの実務上の疑問点に加え、申告義務の対象となる情報の確認に関して、EU加盟国またはEU(欧州連合)が納税者識別番号またはVAT識別番号の確認のための電子インターフェースを無償提供する限りにおいて、申告を行うプラットフォーム運営者はこれらを使用しなければならない点を繰り返し述べています。ドイツにおいては、ドイツ当局により付与された番号を確認するためのリンクが複数提供されています。

公式データセットおよび公式指定のインターフェースは、2023年中に発表される予定です。データ交換に使用されるスキーマは、既に連邦中央税務局のウェブサイトで公開されています。

OECD、多国間の相互協議および事前確認の処理に関するマニュアルを公表(eNewsletter Tax vom 16.03.2023)

OECDは、2023年2月1日に、多国間の相互協議(MAP:Mutual Agreement Procedures)および事前確認(APA:Advance Pricing Arrangements)の処理に関するマニュアル(MoMA)を公表し、相互協議および事前確認手続きの実施について指針を示しています。マニュアルには、基本原則および手続き上の観点に加えて、事例ならびに相互協議および事前確認手続きのタイムスケジュール例も盛り込まれています。

ドイツにとって、MoMAはいわゆるソフトローであり、直接的な法的拘束力を有するものではなく、税務アドバイザー、納税者および税務当局が相互協議および事前確認手続きを実施する際の解釈上の指針に過ぎません。ドイツ税務当局は、2021年8月27日付連邦財務省通達を通じて、相互協議手続きの実施に際して税務当局に対して拘束力を有する原則を示しています。消息筋によると、事前確認手続きの実施に関する連邦財務省通達も準備中とのことです。

詳細につきましては2023年2月23日付EY Global Tax Alert「[OECD publishes Manual on Handling of Multilateral Mutual Agreement Procedures and Advance Pricing Arrangements](#)」(英語)ならびに2023年3月10日付EY Japan Tax Alert「[OECD、多国間の相互協議および事前確認の処理に関するマニュアルを公表](#)」(日本語)をご参照ください。

XI. トランスペアレンシー・レジスター

ドイツ国内不動産を保有する国外企業の登録義務(eNewsletter Tax vom 09.02.2023)

ドイツ国内において、直接または出資持分の取得(いわゆる「シェアディール」)を通じて不動産を取得する外国企業は、既に従来法に基づきトランスペアレンシー・レジスターへの届出が義務付けられていましたが、2022年12月28日以降、既存の不動産にもこの届出義務が適用されるようになりました。旧不動産取得税法第1条第3項に基づき不動産取得税の対象とならなかった94.9%のシェアディールで、これが数十年前に行われていた場合も、新しい届出義務の影響を受ける可能性があります。該当する場合は、2023年6月30日までに届出を行う必要があり、届出義務の不履行に際しては高額の罰金が科される可能性があります。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ
Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

野中 榮助
Phone +49 211 9352 12980
Fax +49 6196 8024 12980 (Notes FAX)
eisuke.nonaka@de.ey.com

ハンブルク
Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト
Flughafenstrasse 61
70629 Stuttgart
Germany

久保川 智広
Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 6196 8024 24152 (Notes FAX)
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

フランクフルト
Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

久保川 智広
Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 6196 8024 24152 (Notes FAX)
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

梅田 健二
Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

ミュンヘン
Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

英 正樹
Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 6196 8024 21366 (Notes FAX)
masaki.hanabusa@de.ey.com

Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2023 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

01339-226Jpn
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com